

令和8年 第2回米子市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和8年2月6日（金）午前10時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼学校教育課長	仲 倉 昭 雄
こども政策課長	永 榮 一 博
学校給食課長	長谷川 百合子
こども支援課長補佐	田 中 喜 之
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
生涯学習課担当課長補佐	松 永 沙由里
こども政策課主任	前 田 万佑子
こども政策課主事	大 口 諒 也

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議 事

議案第2号 米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る関係議案に対する意見について

報告第1号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について

開 会 午前 10 時

○浦林教育長 ただいまから、令和 8 年第 2 回米子市教育委員会臨時会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に塩地委員を指名いたします。

2 議事

○浦林教育長 議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第 2 号については、米子市として 2 月 9 日に公表を予定しているため、これを非公開とすることを提案したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第 2 号については、非公開といたします。

○浦林教育長 それでは、日程第 2 議事に入ります。

議案第 2 号「米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る関係議案に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 議案第 2 号「米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る関係議案に対する意見について」、ご説明申し上げます。

議案資料の 1 ページをご覧ください。この議案は、米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る資料に記載の 6 つの議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会の意見を取りまとめようとするものでございます。

各議案は、資料の 2 ページから 20 ページまでにかけて添付しております。こちらが市議会に提出しようとしている議案でございます。ご確認をお願いします。説明につきましては、添付資料の左上に議案第 2 号関係資料と書いております資料、こちらに沿って、ご覧いただきながらご説明させていただけたらと思っ

ております。議案第2号関係資料と記載している資料のほうをご覧くださいませうでしょうか。

まず、これまでの経緯、背景というところですが、これまでの委員協議会などでも説明をさせていただいているところですが、改めてご説明させていただきたいと思います。箕蚊屋中学校を設置・運営する中学校組合、こちら一部事務組合になるんですが、中学校の持続可能な運営を目的に、この度、中学校組合を解散して、令和8年度から新たに米子市立中学校として設置・運営するというところで、米子市と日吉津村で今まで協議を重ねてまいりました。この議案については、こちらに関係する議案でございまして、この一連の手續に議会の承認が必要な手續でありますので、今回議案を提出するというものでございます。

1の背景をご覧くださいますと、中学校組合は昭和29年の設置以降、70年以上経過している長い歴史がございます。この間、地方自治、教育行政が高度化、複雑化するにつれまして、組合が処理する事務が拡大の一途をたどっているところです。こういった状況の中で、令和3年度の組合議会におきまして、市村負担金のあり方の議論がされました。これを機に、負担金のあり方のみならず、組合自体のあり方についても、市と村の間で協議を重ねてきたところが、これまでの経過でございます。

2に移りまして、現状の課題と対応というところですが、組合は市と村から独立した1つの地方公共団体でありますので、組合独自の意思決定が可能というものがあるのですが、一方で、たとえ中学校1校のみが事務対象でありましても、地方公共団体が必要とする議会、教育委員会、条例の整備、予算・決算、人事、財務処理、こういった地方公共団体が行うべき数多の事務処理を市と村とは別途に独自に通っているというところがございます。地方自治や教育行政が高度化、複雑化していく中におきまして、組合の事務も増えてきております。事務局では、そのために多くの人員と経費を要しておりまして、その負担が拡大しているというのが現状でございます。

一方で、組合が小さな自治体でございますので、事務改善、DXなどの情報技術導入が困難なため、業務の迅速化・効率化には限界があるという状況でございます。また、米子市は、中学校事務が二重行政となっているという実態もございます。これらの課題を解決していくために、これまで市と村で広域的な枠組みで中学校を運営してきたというところの広域的な枠組みは継承しつつ、現代にふさわしい、効率的で持続可能な運営方式に改めるということで、組合を解散して、市立箕蚊屋中学校を設置して、日吉津村から中学校事務を受託するという方式へ変更することといたしました。以上が組合解散に至った経緯でございます。

2ページ目をご覧くださいまして、3、手續の流れなんですが、こちらが解散や委託への法的な手續の流れをフローでお示ししているものになります。左側

に事実上のプロセスと下のほうに法定上のプロセスというふうに書いてあると思うんですが、これまで米子市と日吉津村で協議を重ねてまいりましたのが、上のほうの事実上のプロセスになります。この度、この協議が整いましたので、下の側の法定上のプロセス、議会への議案提出、②と書いてあるところですね、③の議会の議決というステップで進んでいこうというものでございます。

日吉津村におかれましては、既に臨時議会が開かれまして、昨日2月5日に関係議案が、今回提出を予定しているものと内容的には、一部、学校設置の条例などはないのですが、同じ内容の議案が提出され、可決されました。今後は米子市のほうで議会に提出し議決を経ていこうとするものです。その後の流れでは、④、議会の議決を受けまして市と村のほうで法定上の協議を行いまして、鳥取県知事に対して届出をして、解散・委託という流れになります。以上が法的な手続のご説明でございます。

3ページの方をご覧くださいませでしょうか。これまでの住民、保護者、生徒、議会等への説明の状況を記載しております。米子市と日吉津村合同で11月12日と15日に保護者説明会を行っております。米子市では11月18日に住民説明会、日吉津村のほうは11月22日から都合3回住民説明会を開催しておられます。そのほか適宜教育委員会、議会のほうへご説明させていただいております。中学校組合につきましては、11月26日の全員協議会のほうでこの状況を報告させていただいております。以上が説明等の状況でございます。

5の今回の議案のところでございます。議案の中身についてご説明させていただきたいと思っておりますので、議案資料と併せてご覧いただければと思います。

「米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について」、議案の2ページになります。こちらは、解散の際に事務の承継の手続をどうするかというところを組合の規約に定めるために、組合の規約を改定しようというものでございます。

次に、議案の4ページになりますが、「米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について」でございます。こちらは、組合の解散に関し、市村で協議をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、組合を令和8年3月31日をもって解散する。解散に伴う公文書の管理、未徴収金の徴収等の事務は、米子市が承継する。解散時に組合が保管する歳計現金は市に帰属し、必要な経費を差し引いた額を生徒数に按分して各市村に配分するというような、解散の時期と解散に伴う事務処理について定めて協議するものとなります。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」でございます。解散に伴う財産処

分に関し協議をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、組合が有する土地、建物、物品、債権債務は米子市に帰属し、組合財政調整基金に属する現金は各市村に配分するという内容のものでございます。

続きまして、議案資料の13ページをご覧ください。「米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止に関する規約を定める協議について」でございまして、現在、米子市と中学校組合との間で学校給食事務の委託をしております。中学校組合が米子市に学校給食事務を委託しております。今回の解散に伴いまして、その委託事務を廃止するため、規約の廃止について協議をしようというものでございまして、それについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案の15ページをご覧ください。「米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、組合の解散に伴いまして、箕蚊屋中学校を米子市立の中学校として設置するため、条例を改正しようとするものでございます。

議案書の17ページでございまして、「米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める協議について」でございまして、学齢生徒、中学生の教育事務を日吉津村から米子市に委託・受託するため、その規約を定める協議をすることについて議会の議決を求めるものでございます。規約の内容としましては、主なところで言いますと、日吉津村は学齢生徒の教育事務を米子市に委託する。委託事務の管理及び執行に要する経費は日吉津村の負担とする。委託事務に関し連絡調整を図るため協議会を設けるといところが主な内容でございまして、以上が議案の内容の説明でございまして。

次に関係資料のほうで、6、変更後にはどうなるかというところでございまして、まず、中学校の名前の冠部分が組合立から米子市立へ変更となります。中学校事務を村から受託することによりまして、村の生徒は市立箕蚊屋中学校へ通うことになりまして、これまで同様、箕蚊屋中学校へは、箕蚊屋小学校区、伯仙小学校区、日吉津小学校区の生徒が通学いたします。今回の変更によりまして、中学校運営に係る事務の簡素化、迅速化、人的・財政的負担軽減が図られます。また、生徒、保護者の学校教育、学校生活等に変更はなく、PTA、地域の関わりなどにも影響はないというところでございまして、また、保護者などの手続は特別には必要ないというところでございまして。

委託後の委託金の算定方法ですが、箕蚊屋中学校の運営に要する一般財源を生徒数で按分します。経費には公債費も含めるという内容でございまして。

協議会の設置についてですが、地方自治法上の連絡調整協議会を設ける予定としております。資料を別紙として付けております。この協議会は、現在、事前

に市と村で協議しております協議会の内容となります。別紙の1の(1)、協議会というところで、構成メンバーとしまして、市と村の長、副市長、副村長、教育長、議会の代表者で構成するような協議会と、(2)、報告連絡会、こちらが教育委員会を中心としたメンバー構成となります。

議題に応じて、教育委員会間の意見交換を行う教育長、教育委員代表、教育委員会事務局職員など、双方が会して意見交換する場と、村の教育委員会に対して報告するような場等を設けるようなことを想定しております。

資料4ページに戻っていただきまして、7、期待される効果でございます。人的・財政負担と事務の迅速化が図られると考えておりまして、現在中学校組合の職員は米子市の職員が併任の形で携わっておりまして、人員として113人が携わっております。人役としましては4.7人役が現在の状況でございますが、変更後はこの併任というのは全て解消になりまして、事務量としては0.4人役程度を想定しております。変更を踏まえまして、記載のような事務が廃止されまして、こういった事務にかかる経費としまして、約100万円の削減が見込まれるという状況でございます。

以上、経過と議案の内容についてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

○荒川委員 住民説明会等も何度か開催してあるということですが伺ったんですけれども、そこでどういった意見が出たのかということをお教えいただきたいと思っております。

○永栄子ども政策課長 住民説明会、保護者説明会での意見ということですが、意見としましては、移行に対して反対するとか、そういうような意見はほぼありませんでして、内容としては移行した場合のデメリットがあるのかどうかというところの質問ですとか、今メリットとしては経費のメリットというところを説明させてもらっているんですけど、デメリットはないのですかというようなご質問ですとか、あと、当時は令和8年度というところは明確にまだ決まっていない段階でしたので、いつ頃移行するのかというようなご質問ですとか、組合で単独で行っている事業はありますかという質問もありました。箕蚊屋中学校は、学校給食が米子市立の学校より先行して行っていたというところがありますので、そういった組合で単独で行うような事業はありますかというようなご質問がありました。デメリットについては、基本的に設置者が変わっても学校生活や教育には影響ないというところですので、デメリットは基本的にはないという

ことでお答えさせていただきました。ただ、学校の事務的な事務作業というのは発生するというところで、そういった事務手続は学校側にはあるかなというところでお話しさせてもらっています。

移行時期については、ちょっとその時点でまだ決まっていなかったので、決まり次第お知らせさせていただきますということでお伝えさせていただきました。学校給食につきましても、過去の歴史からそういった先行してやっていたところはあるんですが、基本的に箕蚊屋中学校、米子市立のほかの10校ございまして、同一歩調の教育方針で運営しているというところで、今後、箕蚊屋中学校だけ特別に、中学校組合であったとしても、特別に先行してやるというような、逆に遅れるというようなところ、そういったところは特段ないというふうな回答をさせていただいたところがございます。以上でございます。

○荒川委員 デメリットがないということで、引き続き、地域の方の不安がないように進めていただきたいなというふうに思うのと、学校給食のことにしましては、確か運営協議会の中に長い間、箕蚊屋中学校からどなたか入っていただきたいということが数年続いていたかと思えます。去年ぐらいからでしょうか、そういうこともなくなって、全市的に運営協議会のほうに参加いただけるということで、より同じような状況が開けてきたのかなというふうに思いました。あと、地域の方の説明は進んでいると思うんですが、生徒や、これから入ってくる子どもたちに対しての説明というのは特段予定があるのか、そのあたりはどのように予定されていますか。

○永栄こども政策課長 先般、保護者さんへは説明会をさせてもらって、そこに生徒さんも参加は可能ですよという話はしてたんですが、実際生徒さんが来られたということはなかったです。今後、今日の意見をいただいて議会の議決が通りましたら、改めて保護者さんや生徒さんにも状況を説明させていただきたいと思っているんですが、その具体的なやり方については、学校を通じてやるような形になるのかなと思うんですが、そこはちょっと学校と相談しながら進めていきたいと思っています。

○荒川委員 よろしくお願ひします。やっぱり名前が一部変更になるというか、大きく変わるというか、歴史が変わるタイミングで、子どもさんたちに不安があるかと思うので、丁寧に子どもさんたちにも説明していただけたらなと思うので、よろしくお願ひします。

○浦林教育長 そのほかいかがでしょうか。では、質疑がないようですので、採

決いたします。

議案第2号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第2号「米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置等に係る関係議案に対する意見について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長 次に報告第1号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 報告第1号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告申し上げます。

議案資料の21ページをご覧ください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容については、22ページの令和8年1月23日付け人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和8年1月19日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理をする必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、令和8年第2回米子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時25分